

三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社

四 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二十条第三項に規定する指定法人

（新設）

三 中部国際空港株式会社

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二二一〇（職員懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十四日
人事院規則二二一〇三九

人事院規則二二一〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則
人事院規則二二一〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線が付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人） 第九條 法第八十二条第二項の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一、四（略） 五 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社	（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人） 第九條 法第八十二条第二項の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一、四（同上） 五 中部国際空港株式会社
六 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二十条第三項に規定する指定法人	（新設）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第三十六号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年五月二十四日

- 一 名 称 総務大臣 石田 真敏
令和元年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊
- 二 国外派遣期間 令和元年五月二十七日から令和元年六月二十九日まで
- 三 派遣人数（概数） 百五十人程度
- 四 派遣地 域 アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第三十七号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年五月二十四日

- 一 名 称 総務大臣 石田 真敏
令和元年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊
- 二 国外派遣期間 令和元年五月二十七日から令和元年六月二十九日まで
- 三 派遣人数（概数） 百四十人程度
- 四 派遣地 域 アメリカ合衆国アラスカ州フェアバンクス

○財務省告示第十九号
国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）により平成三十一年四月二十六日に買入銷却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和元年五月二十四日
（別表）

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十七回	十億円	百二円十一銭
〃	〃	二十九億円	百二円十四銭
〃	第十八回	四十億円	百二円十九銭
〃	〃	一億円	百二円二十銭

○総務省告示第三十八号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年五月二十四日

- 一 名 称 総務大臣 石田 真敏
国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト教育団
- 二 国外派遣期間 令和元年五月二十五日から令和元年八月二十八日まで
- 三 派遣人数（概数） 二十三人
- 四 派遣地 域 ケニア共和国

○財務省告示第十八号
電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月二十四日

財務大臣 麻生 太郎
表会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金の項中「管区警察局長の歳入歳出外現金出納官吏」を「管区警察局長の歳入歳出外現金出納官吏」に改める。

財務大臣 麻生 太郎